



特殊車両の取締りを実施

大きな車や重量のある車を通行させる場合は許可が必要です。

一定の大きさや重さを越える車(特殊車両)が道路を利用したり、狭い道路を大型車が通行したりする際は、道路法の定めにより道路管理者の許可が必要となります。

道路は定められた構造基準によって造られていますが、その道路構造を守り、交通の危険を防止するため、道路を通行する車両の幅、長さ、高さ、重さ等を制限しています。



取締りによる車両計測の様子
※本文と写真は関係ありません。

無許可での通行や、許可値を超過しての通行などの違反車両をなくすため、10月2日(火)青森市新城において、青森県警察、東北運輸局青森運輸支局と合同で特殊車両の通行取締りを実施しました。対象となった車両は8台、そのうち当事務所では**許可違反等が3台**あり、指導警告書を発行しました。

道路を守るために、今後も引き続き特殊車両の指導取締りを実施する予定です。特殊車両を運行している企業及び運転手の皆様は適正な道路利用をお願いします。

特殊車両通行許可申請はオンライン申請が便利です!

オンライン申請は、従来の紙による申請に比べて、こんなに便利なんです

- ・ 窓口に行かなくてもよくなります
- ・ 車両や経路の入力が楽になります
- ・ 過去の申請情報を簡易に利用できます
- ・ 事前に通行条件を確認できます
- ・ 個別審査がない場合は、大幅に審査期間が短縮されます

オンライン申請紹介サイト <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

申請内容に誤りや不備があると、許可証の発行が遅れることになります。インターネットで簡易算定ができるので、審査結果を参考に、不備がないか確認してください。

